

市立恵那病院

経営強化プラン

(令和6年度から令和9年度)

令和6年3月

市立恵那病院

目 次

1. はじめに	1
(1) 経営強化プラン策定の趣旨	
(2) 経営強化プラン策定の期間	
(3) 市立恵那病院の概要	
2. 市立恵那病院の目指す姿と取組みと柱	3
3. 経営強化プランにおける取組み	4
(1) 役割・機能の最適化と連携の強化	
1) 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たす役割・機能	
2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	
3) 機能分化・連携強化	
4) 一般会計負担の考え方	
5) 住民の理解のための取組み	
(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革	6
1) 医師・看護師等の確保	
2) 臨床研修医の受入等を通じた若手医師の確保	
3) 医師の働き方改革への対応	
(3) 経営形態の見直し	8
(4) 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組み	
1) 感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備	
2) 感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担	
3) 感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成	
4) 感染症防護具の備蓄	
5) 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有	
(5) 施設・設備の最適化	9
1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制	
2) デジタル化への対応	
(6) 経営の効率化等	10

- 1) 経営指標に係る数値目標
- 2) 目標達成に向けた具体的な取組み
- 3) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

4. 経営強化プランの点検・評価・公表・・・・・・・・・・・・・・・・16

1. はじめに

(1) 経営強化プラン策定の目的（趣旨）

市立恵那病院は、岐阜県南東部に位置する人口約 47,000 人の恵那市に設置しています。恵那市は愛知県と長野県に隣接した、山紫水明の豊かな自然に恵まれた地域です。

平成 16 年 10 月、旧恵那市と恵那郡の 5 つの町村（岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町）が合併し、新恵那市として誕生しました。

市立恵那病院は平成 15 年 12 月 1 日に旧恵那市が国立療養所恵那病院の移譲を受け、指定管理者制度を導入し運営しています。

21 診療科とともに 199 床の病床を備え、そのうち 51 床の回復期リハビリテーション病棟です。市民に密着した医療機関として、救急医療やへき地医療支援の提供に加え、周産期医療、血液浄化センター、腫瘍総合ケアセンター、健康管理センター機能の機能を特徴とし、恵那市の中核病院としての役割を担っています。

また、平成 28 年 11 月に新病院を建設・開設し、最新の施設と設備を備えた環境で患者さんに寄り添った医療の提供を行っています。特に、市民の要望に応える形で恵那市での分娩も可能となる診療体制を構築しました。

恵那市は、人口減少、少子高齢化が進む中で、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢化の急速な進展による医療ニーズの変化、医師や看護師などの医療の担い手不足、医師の働き方改革の必要性、患者数の減少による収益の減少、施設の老朽化など課題も多くあります。将来にわたって継続的に医療を提供し安定的な経営を行うため、市の公的医療機関の運営実態を踏まえた検証を行い、時代のニーズに合わせた医療提供のあり方について検討する「恵那市地域医療ビジョン策定委員会」を設置し、地域の医療提供の方針を検討しています。現在、地域医療ビジョンの方向性について検討中であり、経営強化プラン期間中において、明確にしていく予定です。

平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）は「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年度（2015 年度）総務省公表）に基づき、新公立病院改革プランとして病院改革を推進してきました。さらに持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域に寄り添う病院の将来像を明確にし、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和 3 年度（2021 年度）総務省公表）に基づき、市立恵那病院経営強化プラン（以下、経営強化プラン）を策定します。

(2) 経営強化プランの計画期間

経営強化プランの期間は、令和6年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間とします。

(3) 市立恵那病院の概要

名 称	市立恵那病院
所 在 地	岐阜県恵那市大井町 2725 番地
開 設 日	平成 15 年 12 月 1 日
開 設 者	恵那市
運 営 主 体	公益社団法人地域医療振興協会
標榜診療科	21 診療科 内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・腎臓内科・老年内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・肛門外科・乳腺外科・整形外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・救急科・麻酔科・脳神経外科
病 床 数	199 床(一般病棟 148 床、回復期リハビリテーション病棟 51 床)
関 連 施 設	市立恵那病院通所リハビリテーションセンター ほほ恵み 市立恵那病院訪問看護ステーション 介護老人保健施設ひまわり(公益社団法人地域医療振興協会) 恵那市国民健康保険山岡診療所(公益社団法人地域医療振興協会)

2. 市立恵那病院の目指す姿と取組みの柱

市立恵那病院は、当地域に必要な救急医療の体制に注力し救急患者の受入を行い、急性期病床、回復期リハビリテーション病棟を設置、訪問看護ステーションを併設し、急性期医療後の回復期、在宅医療を担っています。

また、平成 28 年 11 月新病院の開設時に以下の 4 つの機能を新設し、更なる医療機能の充実・強化を図っています。

1. 安心して子供を産み育てることができる環境を整え、人口減少にも歯止めを掛けることができるよう、産婦人科病棟の設置
2. 人工透析患者を対象とした血液浄化センターの設置
3. がん患者を包括的にケアするための腫瘍総合ケアセンター（化学療法室）を設置
4. 5 疾病の早期発見と保健指導、健康管理を充実させるための健康管理センターの設置

引き続き、これらの医療を担うとともに、将来の医療需要などの変化に合わせて、恵那市地域医療ビジョン策定委員会の方向性に沿い、地域の情勢を鑑みて検証、検討を行っていきます。

【市立恵那病院基本理念】

私たちは地域住民のために、質の高い、思いやりあふれる地域包括医療を展開いたします。

[基本方針]

1. 患者さまの権利を尊重し、患者さま中心のチーム医療を展開いたします。
2. 質の高い医療を提供できるように研鑽に努め、保健・医療・介護・福祉にわたるサービスを提供し、地域包括医療に貢献いたします。
3. 地域住民に安心され、長く親しまれ、信頼される病院を目指します。

3. 経営強化プランにおける取組み

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

1) 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能

東濃二次医療圏の東部に位置する市立恵那病院は、恵那市の中核的医療機関として一次・二次救急医療、急性期医療、回復期医療を担っています。また、東濃圏域における「へき地拠点病院」の指定を受け、圏域内外のへき地医療の中心的な役割を担っています。

地域医療構想においては、岐阜県立多治見病院が東濃圏域の高度急性期医療の中心的役割を担い、市立恵那病院は急性期医療、回復期医療を担うものとされています。東濃圏域の高度急性期医療の役割を担う岐阜県立多治見病院まで車で移動時間約1時間弱に位置するため、恵那市を中心とした、急性期医療、回復期医療を担っています。

また、恵那市で唯一の産婦人科を標榜し東濃東部地域の周産期医療の役割を担っています。

新型コロナウイルス感染症においては、恵那市唯一の入院施設として市内医療機関と連携し感染症患者への受入れや感染症拡大防止に向けた対応を行ってきました。

【機能ごとの病床数】

	令和5年 (2023年) (プラン策定)	令和7年 (2025年) (地域医療構想)	令和9年 (2027年) (目標)
高度急性期	0床	0床	0床
急性期	148床	148床	148床
回復期	51床	51床	51床
慢性期	0床	0床	0床
計	199床	199床	199床

2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

市立恵那病院は、健康管理センターによる健（検）診や人間ドック、健康教室などの保健衛生活動を行い、市民の健康づくりの強化を図っています。また、地域の中核病院として、病診連携、病病連携を推進し併設している訪問看護ステーション、通所リハビリテーション及び老人保健

施設と連携し在宅医療への支援を充実していきます。

3) 機能分化・連携強化

恵那市の近隣市には、それぞれ急性期医療を担う病院が設置されており、専門的な高度医療は連携し、患者の受入の体制を構築しています。一方で、市立恵那病院は回復リハビリテーション機能を充実し、病床利用率も高い水準で推移しています。今後も回復期の入院医療ニーズに応じていきます。

近隣市の民間の産婦人科医院などが次々に分娩の取扱いを廃止し、市立恵那病院の産婦人科の需要が増加しています。今後は東濃東部地域の周産期医療を担い、安心して出産し子育てができる環境を整備していきます。

4) 一般会計負担の考え方

市立恵那病院は、平成 15 年度から指定管理者制度の導入により、公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者となり管理運営を行っています。

運営に当たっては、指定管理者である（公社）地域医療振興協会と協議の上、不採算医療もこれまで同様に実施していくことから、市が運営交付金を負担しています。

それ以外にも、建物等の病院資産に係る維持経費については、指定管理者とは別に恵那市病院事業会計にて支出し、財源については、総務省が定める操出基準に従い、一般会計から繰り出しを行っています。

病院資産については、平成 28 年 11 月に新病院が開院となったことから、そこに配置した医療機器を中心に対応年数と安全に使用可能な状態を勘案しながら予算の平準化に基づき、再整備を実施します。新病院開設に伴い、産婦人科、血液浄化センター（透析室）、腫瘍総合ケアセンター（化学療法室）、健康管理センターを設置し、医療機能を強化していきます。

また、指定管理者制度（利用料金制）による病院運営であるため、病院事業会計には医療収益はなく費用に充てられる収入がないことから、整備に係る資金は、企業債等の借り入れと、一般会計からの負担等で賄っています。

地方公営企業操出基準に基づく一般会計からの繰入金（R4. 4. 1 付総財公第 60 号より一部抜粋）

項目	一般会計における経費負担の考え方
病院の建設改良に要する経費	建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1（平成14年までに着手した事業に係る企業債元利償還金の3分の2）に相当する額。
不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。
救急医療の確保に要する経費	救急医療病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額
高度医療に要する経費	高度な医療にの実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。
公立病院経営強化の推進に要する経費	公立病院経営強化プランの実施に伴い必要な経費の一部。

6) 住民の理解のための取組み

市広報誌、ホームページ等による情報発信や議会への決算・経営状況の報告を行います。また、指定管理者制度による市立恵那病院の管理運営について、毎年モニタリングを実施し、結果報告を公表していきます。

病院のパンフレット・情報誌の作成、ホームページの拡充を進め、病院情報及び診療情報を公開することで、透明性の高い病院を作り、来院する方の利便性を高めます。また、患者満足度アンケートを実施し、利用者意見を公表します。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

1) 医師・看護師等の確保

地域医療振興協会本部、藤田医科大学病院、愛知医科大学病院、岐阜大学病院、名古屋徳洲会総合病院、名古屋市立大学病院等と緊密に連携・協力し医師確保に努めます。

また、関係大学医局を訪問し、地域の現状や当院の役割・方向性、診療

実績等の理解を得ながら地域の中核的医療機関として必要不可欠な病院への医師派遣を依頼していきます。

医師の負担軽減を図り、診療に専念しやすい環境づくりに努めます。若手職員が安心して働くことができるよう、経験に応じた業務を基本とし、丁寧な指導・助言を行い、勤務環境にこれまで以上に配慮します。

岐阜県医学生修学資金制度、東濃地域医師確保奨学資金等貸付制度、市立恵那病院看護部奨学金制度などの免除要件のある公的支援制度を積極的に活用して、医師等の確保に引き続き取り組みます。市立恵那病院総合診療専門研修も継続し医師の確保に努めます。

看護師等の確保のため宿舎の整備や病院内保育所を設置し子育て世代の働きやすい労働環境体制を整えています。

2) 臨床研修医の受入等を通じた若手医師の確保

地域医療を担う人材育成のため、臨床研修医協力施設として初期研修2年目の医師の受入及び市立恵那病院総合診療専門研修の専攻医の研修を積極的に受け入れ、長期的な医師確保に繋がります。令和4年度に臨床研修医19名受入しています。春日井市民病院9名、練馬光が丘病院（練馬区）2名、横須賀市立うわまち病院2名、愛知医科大学病院1名、岐阜県総合医療センター1名、三重県立志摩病院1名、市立奈良病院1名、東濃厚生病院1名、土岐市立総合病院1名の受入をしています。また、専攻医を松波総合病院2名、愛知医科大学病院2名、地域包括ケアセンターいぶき（滋賀県）1名、地域医療振興協会1名を受け入れました。

市立恵那病院総合診療専門研修専攻医として、1名を受け入れて医師確保に尽力しています。

さらに、医学生は、愛知医科大学病院10名、岐阜大学3名、自治医科大学3名、筑波大学1名を受け入れています。

看護師の実習受入として、岐阜県立下呂看護専門学校16名、中京学院大学36名を受け入れて地域の看護師育成に貢献しています。

理学療法士の実習受入として、平成医療短期大学1名、中部大学1名、名古屋学院大学1名、あいち福祉医療専門学校1名、平成医療短期大学1名、藤田医科大学1名および作業療法士の実習受入として、中部大学1名および言語聴覚士の実習受入として、愛知学院大学1名を受け入れています。

薬剤師の実習受入として、金城学院大学1名を受け入れました。

今後も研修医、看護師、医療技術員の実習生の研修を積極的に受け入れ、

地元の中高生の職場体験の場を提供し、医師や看護師を目指す意志を醸成し、地域医療を担う次世代の医療従事者の育成を図ります。

3) 医師の働き方改革への対応

開院当初から土曜日診療を行ってきましたが、医師の働き方改革に伴い、週休2日体制を令和6年4月から開始する予定です。勤務管理支援システムの活用、医師の時間外における労働と自己研鑽の明確化し宿日直の取扱いについては、令和4年10月18日に断続的な宿直又は日直勤務許可を取得し、宿日直の整理を行い、適切な労務管理を推進します。

また、医師が担っている業務を他職種に移行していくタスクシフト/シェアを推進します。

(3) 経営形態の見直し

市立恵那病院は、平成15年12月に指定管理者制度を導入し、民間事業者の経営ノウハウ等を幅広く活用した病院経営を実践し、市民の切望でもあった産婦人科の開設にも尽力するなど医療ニーズに沿った医療供給体制など良好に行われていることから指定管理者制度を継続することは望ましいと考えます。

現在の指定管理期間は令和13年度までとなっています。この経営形態を継続・維持するとともに、医療従事者の確保に努め、より良い病院を目指していきます。

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組み

1) 感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペース等の整備

公立病院は、新型コロナウイルス感染症への対応において、積極的な病床確保と入院患者の受入をはじめ、発熱外来の設置やPCR等の各種検査、ワクチン接種等で中心的な役割を果たしており、感染症拡大時に公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されました。

新興感染症等への対応については、第8次医療計画から「新興感染症等の拡大時における医療」が記載事項に追加されることも踏まえ、公立病院においても感染拡大時に備えた平時からの取組を進めていく必要があります。

市立恵那病院は、急性期病棟（52床）をコロナ専用病棟（27床）に転用し対応しました。うち5床陰圧室対応可能としました。

感染状況に合わせて県の指導や、岐阜県立多治見病院、総合病院中津川市民病院と連携して中等症患者の受入を積極的に行い、地域の医療を維持していきます。

2) 感染拡大時における各医療機関の間での連携・役割分担

東濃地域では、岐阜県立多治見病院が第二種感染症指定医療機関であり、重症者等を受入れています。

市立恵那病院は、発熱外来を開設し感染症陽性者と一般の患者を分けて医療を維持するとともに、中等症の感染者の入院を受入れの役割を担っていきます。

3) 感染拡大時を想定した専門人材の確保・育成

感染管理者や感染管理認定看護師による、全職員への標準予防策の徹底等の定期的研修を開催して、感染症への対応できる医療職の育成を行っていきます。

4) 感染防護具等の備蓄

感染症へ対応するための感染防護具等の物資を備蓄し在庫管理を適切に行い必要時に使用の出来る体制を構築します。

5) 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有

感染症に対する勉強会の実施、感染対策委員会のなどのチームラウンドや、院内感染対策マニュアルの更新、病院内で陽性者が発生した場合の対応マニュアルに従い病院内の感染防止対策の徹底に努めます。

クラスター発生時の対応方針の策定や陽性者が発生した場合のマニュアルの職員への周知等、有事における職員個々の対応について、感染症対応への意識と知識の向上を図ります。

(5) 施設・設備の最適化

1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

市立恵那病院は、平成 28 年 11 月に新病院として建設されました。

地域の災害拠点的病院として、免振構造、救護活動スペース、設備インフラ（無停電電源装置・非常時発電装置・飲料水の確保）を整備しました。

施設・設備の更新については、中長期的な視点から、メンテナンスを行い修繕管理計画に基づき適宜改修等を行います。

医療機器については、毎年度の予算額を平準化し、順次更新を行っています。高額医療機器については、高額医療機器更新計画を策定し計画的に更新を行います。

2) デジタル化への対応

電子カルテシステムをはじめとする医療DXの活用は、待ち時間の減少など患者へのサービス向上と業務の効率化を図るうえで欠かせないものとなっています。

また、市立恵那病院で撮影したCTやMRIなどの画像情報をオンラインで接続した専門の医師が遠隔画像診断を実施しており、令和4年度実績は6,139件となっています。産婦人科では先行してアプリによるデジタル問診を導入し、効果検証を行い順次他の診療科への導入も検討をしています。

近年、増加している電子カルテシステムへのサイバー攻撃への対応は、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき対策を講じました。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に資するものであり、公立病院として利用促進のための患者等への周知を継続し行います。

(6) 経営の効率化等

市立恵那病院は、恵那市の中核病院として、地域になくってはならない医療を提供し、将来にわたり子どもから高齢者までが安心して暮らすことができ、生き活きとした地域であり続けるためには、持続可能な地域医療の実現・確保が不可欠なため、収支の改善等に取り組み、健全な経営体質づくりを行います。

(6) 経営の効率化等

市立恵那病院は、恵那市の中核病院として、地域になくてはならない医療を提供し、将来にわたり子どもから高齢者までが安心して暮らすことができ、生き生きとした地域であり続けるためには、持続可能な地域医療の実現・確保が不可欠なため、収支の改善等に取り組み、健全な経営体質づくりを行います。

1) 経営指標に係る数値目標

指定管理者による収支目標に基づき黒字を維持します。

①収支改善に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
経常収支比率	%	107	101	101
修正医業収支比率	%	84	86	91

②収入確保に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
1日あたり入院患者数	人	116.2	115.0	139.3
入院診療単価	円/日	50,664	52,000	52,000
病床稼働率	%	58.4	57.8	70.0
平均在院日数	日	12	11	11
1日あたり外来患者数	人	227.6	231.9	232.0
外来診療単価	円/日	12,965	13,400	13,400

③経費削減に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
材料費の対事業収益比率	%	4.6	4.9	4.9
薬品費の対事業収益比率	%	8.0	8.5	8.5
委託費の対事業収益比率	%	12.1	11.6	11.6

④経営の安定性に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
----	----	---------------	---------------	-------------

医師（常勤）	人	18	19	19
看護職（常勤）	人	136	138	138
医療技術員（常勤）	人	73	74	74

2) 目標達成に向けた具体的な取組み

恵那市の中核病院として、医療提供体制の維持・確保を図るため下記の目標達成のため取組みを進めます。

①医療機能に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
救急車受入患者数	人	1,891	2,062	2,100
救急車応需率	%	95	95	95
訪問看護件数	件	10,001	10,700	12,000
分娩数	人	320	380	400
健診受診者	人		5,272	5,500
へき地診療所への医師派遣	日	112	112	112

②連携に係るもの

区分	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和9年度 計画
紹介率	%	32.2	30.6	32.5
逆紹介率	%	28.5	25.2	28.0

3) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等

1. 指定管理者収支計画

ア. 収支計画（収益的収支）

（単位：百万円、％）

年度		年度						
		4年度(実績)	5年度(見込)	6年度(計画)	7年度(計画)	8年度(計画)	9年度(計画)	
区分								
収	1. 医 業 収 益 a	3,350	3,312	3,541	3,673	3,804	3,938	
	(1) 医 業 収 入	3,013	2,958	3,169	3,297	3,425	3,555	
	(2) そ の 他	337	354	372	376	379	383	
	うち他会計負担金①	172	177	177	177	177	177	
	2. 医 業 外 収 益	892	391	238	238	238	238	
	(1) 他会計負担金・補助金	852	351	198	198	198	198	
	(2) 国（県）補助金	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	40	40	40	40	40	40	
	経 常 収 益 (A)	4,242	3,703	3,779	3,911	4,042	4,176	
	入	1. 医 業 費 用 b	3,786	3,645	3,726	3,851	3,983	4,115
(1) 職 員 給 与 費 c		2,367	2,270	2,386	2,470	2,553	2,637	
(2) 材 料 費		424	437	440	458	476	494	
(3) 経 費		851	796	760	787	813	840	
(4) 減 価 償 却 費		35	30	21	21	21	21	
(5) そ の 他		109	112	119	115	120	124	
2. 医 業 外 費 用		182	15	5	16	18	21	
(1) 支 払 利 息		0	0	0	0	0	0	
(2) そ の 他		182	15	5	16	18	21	
経 常 費 用 (B)		3,968	3,660	3,731	3,867	4,001	4,136	
支	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	273	43	48	44	42	40	
	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0				
	純 利 益 (C)+(F)	273	43	48	44	42	40	
	前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (G)	1,017	1,059	1,107	1,151	1,193	1,233	
	不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	1,509	1,552	1,595	1,638	1,681	1,724
		流 動 負 債 (イ)	350	357	363	370	376	383
		うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
		翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)		0	0	0	0	0	0	
差引 不 良 債 務 [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)] (オ)	△ 1,159	△ 1,195	△ 1,232	△ 1,268	△ 1,304	△ 1,341		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	107	101	101	101	101	101		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 35	△ 36	△ 35	△ 35	△ 34	△ 34		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	88	91	95	95	96	96		
修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-(1)}{b} \times 100$	84	86	90	91	91	91		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	71	69	67	67	67	67		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0		
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
病 床 稼 働 率	58.4	57.8	57.8	61.9	65.9	70.0		

2. 病院事業会計収支計画及び繰入金の見通し

ア. 収支計画（収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分		年度					
		4年度(実績)	5年度(見込)	6年度(計画)	7年度(計画)	8年度(計画)	9年度(計画)
収 入	1. 医 業 収 益 a	188	188	188	188	188	188
	(1) 医 業 収 入	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	188	188	188	188	188	188
	うち他会計負担金	181	181	181	181	181	181
	2. 医 業 外 収 益	273	231	229	229	229	229
	(1) 他会計負担金・補助金	196	194	192	192	192	192
	(2) 国（県）補助金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	78	37	37	37	37	37
	経 常 収 益 (A)	462	419	417	417	417	417
	支 出	1. 医 業 費 用 b	810	769	705	693	686
(1) 職 員 給 与 費 c		16	18	19	19	19	19
(2) 材 料 費		0	0	0	0	0	0
(3) 経 費		198	252	248	248	251	253
(4) 減 価 償 却 費		594	476	416	403	394	303
(5) そ の 他		2	22	22	22	22	22
2. 医 業 外 費 用		65	66	66	66	66	66
(1) 支 払 利 息		30	29	29	29	29	29
(2) そ の 他		35	38	38	38	38	38
経 常 費 用 (B)		875	835	771	759	752	664
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		△ 413	△ 416	△ 354	△ 342	△ 335	△ 247
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)		△ 413	△ 416	△ 354	△ 342	△ 335	△ 247
累 積 欠 損 金 (G)		△ 1,724	△ 1,664	△ 1,602	△ 1,541	△ 1,482	△ 1,426
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,495	2,556	2,617	2,679	2,737	2,794
	流 動 負 債 (イ)	362	366	358	353	223	213
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} -{(ア)-(ウ)}	△ 2,133	△ 2,189	△ 2,260	△ 2,325	△ 2,514	△ 2,581
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		53	50	54	55	55	63
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		△ 1,134	△ 1,164	△ 1,202	△ 1,237	△ 1,337	△ 1,372
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		23	24	27	27	27	31
修 正 医 業 収 支 比 率 $\frac{a-(D)}{b} \times 100$		1	1	1	1	1	1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		9	10	10	10	10	10
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0

イ. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度 区分		4年度(実績)	5年度(見込)	6年度(計画)	7年度(計画)	8年度(計画)	9年度(計画)
		収入					
収	1. 企業債	48	56	75	48	48	48
	2. 他会計出資金	182	314	309	312	320	202
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	55	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
収入計 (a)		230	369	439	360	368	250
入	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-{(b)+(c)} (A)	230	369	439	360	368	250
	支出						
支	1. 建設改良費	51	74	131	50	50	50
	2. 企業債償還金	180	305	309	312	320	202
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)		231	378	439	362	370	252
差引不足額 (B)-(A) (C)		1	9	1	2	2	2
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1	9	1	2	2	2
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)		1	9	1	2	2	2
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

ウ. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	4年度(実績)	5年度(見込)	6年度(計画)	7年度(計画)	8年度(計画)	9年度(計画)
収益的収支	(151) 377	(73) 375	(73) 374	(73) 374	(73) 374	(73) 374
資本的収支	(83) 182	(150) 314	(146) 309	(158) 312	(161) 320	(102) 202
合計	(234) 559	(223) 689	(219) 683	(231) 686	(234) 694	(175) 576

1 ()内はうち基準外繰入金額

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金のこと。

4. 経営強化プランの点検・評価・公表

本プランは、毎年度の事業実績により点検・評価を行い、進捗状況等の情報をホームページで公表する等、積極的な情報提供に努めます。

また、恵那市地域医療ビジョンの方向性に沿った実施計画等を推進し、計画に変動等が生じた場合は、必要に応じて計画内容を見直します。